

JR精神障害者割引制度の利用に必要な手続きについて

【要件】

- ・精神障害者保健福祉手帳の顔写真の貼付がある方
- ・手帳に旅客運賃減額の記載のある方

※上記要件に該当しない方は、市町村の申請窓口で手続きが必要です。

①写真の貼付がない方

②旅客運賃減額の記載がない方

①写真の貼付がない方

申請窓口にて再交付申請をお願いします（写真1枚（縦4cm×横3cm 脱帽・上半身 申請時から1年以内に撮影したもの）を添えて、再交付申請書を提出）。

②旅客運賃減額の記載がない方

申請窓口でお手持ちの手帳にスタンプを押印します。
※令和6年11月以降に手帳が交付された方は押印済

【JR精神障害者割引制度の概要】

※令和7年4月1日より導入

1 介護者の方と一緒にご利用になる場合

- (1) 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。
- (2) 割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	5割

2 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

【申請窓口や手続き関すること】

沼田市役所 社会福祉課 障害福祉係

第1種：精神障害者保健福祉手帳1級
 第2種：精神障害者保健福祉手帳2級または3級